

減災新聞

第273号

自助のヒント

被災者支援の各種制度

被災者に対する公的な支援策としては、被災者生活再建支援金や災害弔慰金のほか、災害による負傷や疾病に対する災害障害見舞金、生活再建に必要な資金を貸し付ける災害援護資金、小中学校の就学援助や高校・大学などの授業料減免、国税や地方税の減免・猶予などがある。これらの内容をまとめたパンフレットを内閣府が発行しており、ウェブサイトでも公開している。また、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度もあり、熊本地震では工事完了期限の延長や対象の拡大などの措置が講じられている。

「減災新聞」は毎週土曜日に掲載します。災害対策や備えに関する話題や情報をお待ちしています。被災地に届けたいメッセージも募集します。住所、氏名、年齢、職業、電話番号、メールアドレスを明記し、神奈川新聞報道部「減災新聞」担当へファクスかメールで。ファクス=045(227)0154、メール=houdou@kanagawa-np.co.jp

災後のリスクに目を

つづれたが家に住めなくなり、家族を奪われた人がけが苦しむのではない。仕事やローン、近隣トラブル…。地震や津波に見舞われた地域では、誰もが被災者になり得る。こうした「災後」のリスクにあらかじめ目を向け、その時に頼れる仕組みや法制度をあらかじめ理解しておくことも、欠かせない備えだ。東日本大震災後に日弁連で生じた件を超える法律相談を分析した岡本弁護士(37)写真、鎌倉市出身は、そう訴え続けている。(渡辺 渉)

鎌倉出身の岡本弁護士

「自宅や職場で実践している災害への備えは何ですか。岡本弁護士は問い掛ける。「生き残るための防災はやっているはず。でも、生き延びた後のことまで考えていますか。11月19日、地元鎌倉の浄明寺町内会の「防災の集い」で、住民に訴えた。

経営者であれば、事業収入が入らなくなると資金が底を突き、最悪の場合、不渡りを出す。自宅が津波に襲われれば、保険証券や不動産の権利証などの重要書類も流されてしまう。アパートが損壊して住み続けるのが不可能になると、貸主は退去を求めると、別荘住まいを見つけれない居住者もそれを拒む。そうしたいくつものケースを挙げながら、強調した。「当たり前だった」

「知識の備え」大切さ説く



はその日常がトラブルに変わってしまう。生き延びて、それで終わりではない。支払いと契約、そして、被災時に活用できる支援策の有無。それらが被災者の抱えるトラブルや悩みの大半であるとした。

■相談

その上で岡本弁護士は、実際に法律相談で寄せられた「絶望的な声」をいくつか示す。
 「買ったばかりの家が」
 「家が全壊し、電気、ガス、水道、固定電話は当然使えません。NHKだって見たくても見られませんが、インターネットも使えません。スマホは使えるけど、支払いは家族全員分はかにならない金額に。毎月の公共料金は支払うしかないのか」
 「借家の屋根瓦が一部はがれてしまったが、家主に言ったが、家主も被災して修理と

した『いいお知らせ』をした。

「家全壊し、電気、ガス、水道、固定電話は当然使えません。NHKだって見たくても見られませんが、インターネットも使えません。スマホは使えるけど、支払いは家族全員分はかにならない金額に。毎月の公共料金は支払うしかないのか」
 「借家の屋根瓦が一部はがれてしまったが、家主に言ったが、家主も被災して修理と

法的ニーズに地域差

寄せられた4万件超の法律相談から、東日本大震災の被災者が置かれた苦難の状況を読み解いた岡本弁護士。その一件一件に目を凝らし、分析を進めていくと、相談の傾向は地域性を反映して大きく異なっていた。

4万件の声分析

区。しかし、震度6弱の微しい揺れに見舞われ、住宅や建物の損壊、インフラの被害が際立った。相談事例から浮き彫りになった法的ニーズも、借家関係の「不動産賃貸借」が全体の約3割と突出、屋根瓦の落下や崩の倒壊による隣家とのトラブルを反映した「作物責任・相隣関係」も多く、住宅がひしめく

都市部の特徴が表れていた。これに対し、人口の8%近くが亡くなった岩手県陸前高田市では、「遺言・相続」が4割に迫り、亡くなった人の多さを映し出していた。広範囲に浸水し、生活の根拠を奪われた人が多かっただけに、支援策の有無などを訪ねる「震災関連法令」や「住宅・車・船等のローン、リース」も目立った。

市町村別で最多の3千人以上が死亡した宮城県石巻市は、仙